

Ⅱ 総合的な探究の時間

1 改訂の要点

(1) 改訂の基本的な考え方

- 名称を「総合的な学習の時間」から「総合的な探究の時間」に変更する。
- 小・中学校における総合的な学習の時間の取組を基盤とする。
- 自己の在り方生き方に照らし、自己のキャリア形成と関連付けながら「見方・考え方」を組み合わせ、働かせながら、自ら問いを見だし探究する力を育成する。

(2) 目標の改善

- 総合的な探究の時間の目標は、「探究の見方・考え方」を働かせ、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を育成することを目指すものであることを明確化した。
- 総合的な探究の時間の目標を設定する際には、カリキュラム・マネジメントの軸となるように各学校の教育目標を踏まえて設定することを明示した。

(3) 学習内容、学習指導の改善・充実

- 総合的な探究の時間の目標を実現するにふさわしい探究課題を設定するとともに、探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力を設定するよう改善した。
- 実社会・実生活の中で総合的に活用できるものとなるように改善した。
- 他者と協働して課題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりする学習活動、情報を収集・整理・発信する学習活動が行われるように明示した。
- 体験活動や観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること等は引き続き重視する。

2 総合的な探究の時間の目標

「探究の見方・考え方」を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通じて、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくため次の資質・能力の育成を目指す。

(1) 探究の過程において【知識及び技能】

- イ 課題の発見と解決に必要な知識・技能を身に付ける。
- ロ 課題に関わる概念を形成し、探究の意義や価値を理解する。

(2) 実社会や実生活と自己の関わりから【思考力・判断力・表現力等】

- イ 問いを見出し、自分で課題を立てる。
- ロ 情報を集め、整理・分析する。
- ハ まとめ・表現する。

(3) 主体的・協働的に取り組み、互いのよさを生かしながら【学びに向かう力・人間性】

- イ 新たな価値を創造する。
- ロ よりよい社会を実現する態度を養う。

3 各学校において定める目標及び内容について

学習指導要領第4章総合的な探究の時間の各規定の相互関係については、**図**のように示すことができる。各学校は、**図**を踏まえて、総合的な探究の時間の目標や内容を適切に定めて、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する必要がある。

図 総合的な探究の時間の構造イメージ



(1) 第1の目標 (P 8 第2章, P 11 第3章第1節)

総合的な探究の時間のねらいや育成を目指す資質・能力を明確にし、その特質(「探究が高度化し、自律的に行われること」および「他教科・科目における探究との違いを踏まえること」と目指すところが何かを端的に示したものが、以下の総合的な探究の時間の目標である。(P 8 第2章)

第1 目標 (P 11 第3章第1節)

探究の見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 探究の過程において、課題の発見と解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究の意義や価値を理解するようにする。
- (2) 実社会や実生活と自己との関わりから問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。
- (3) 探究に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、新たな価値を創造し、よりよい社会を実現しようとする態度を養う。

- ・ この第1の目標は、大きく分けて次の二つの要素で構成されている。(P 1 1 第3章第1節)
 - 総合的な探究の時間の特質を踏まえた学習過程の在り方
 - 総合的な探究の時間をとおして育成することを目指す資質・能力
 - ※ (1) では「知識及び技能」、(2) では「思考力・判断力・表現力等」、(3) では「学びに向かう力、人間性等」の三点を示す
- ・ 「探究の見方・考え方」とは、各教科・科目等における見方・考え方を総合的・統合的に活用して広範で複雑な事象を多様な角度から俯瞰して捉え、実社会・実生活の課題を探究し、自己の在り方生き方を問い続けるという総合的な探究の時間の特質に応じた見方・考え方をいう。(P 1 3 第3章第2節の1)
- ・ 「横断的・総合的な学習を行う」とは、教科・科目等の枠を超えて探究する価値のある課題について、各教科・科目等で身に付けた資質・能力を活用・発揮しながら解決に向けて取り組んでいくことである。(P 1 4 第3章第2節の1)
- ・ 総合的な探究の時間は、自己の在り方生き方と一体的で不可分な課題を自ら発見し、解決していくような学びを展開していくことを明示している。(P 1 4 第3章第2節の1)
- ・ よりよく課題を発見し解決していくとは、解決の道筋がすぐには明らかにならない課題や、唯一の正解が存在しない課題などについても、自らの知識や技能等を総合的に働かせて、目の具体的な課題に粘り強く対処し解決しようとするということである。(P 1 5 第3章第2節の1)

(2) 各学校において定める目標 (P 8 5 第7章2節)

- 各学校が育てたいと願う生徒像や育成を目指す資質・能力、学習活動の在り方などを表現したものにすることが求められる。
- 地域や学校、生徒の実態や特性を考慮した目標を、創意工夫を生かして独自に定めていくことが望まれる。

- ・ 第1の目標および各学校における教育目標を踏まえることが極めて重要になる。
- ・ 各学校における教育目標については、資質・能力の三つの柱を視点に分析することによって育てたいと願う生徒像を明らかにし、その姿の実現に向けた資質・能力を構造的に位置付けることなどが求められる。
- ・ これまで各学校が取り組んできた経験を生かして、各目標の要素のいずれかを具体化したり、重点化したり、別の要素を付け加えたりして目標を設定することが考えられる。

(3) 各学校において定める内容 (P 2 4 第2章第2節)

- 第2 各学校において定める目標及び内容
- 2 内容
- 各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な探究の時間の内容を定める。

- ・ 「目標を実現するにふさわしい探究課題」、「探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力」を各学校が定める。つまり、「何を学ぶのか」とそれを通して「どのようなことができるようになるか」ということを各学校が具体的に設定することである。(P 8 8 第7章第3節)

(4) 目標を実現するにふさわしい探究課題（P 3 1 第 4 章第 3 節）

(5) 目標を実現するにふさわしい探究課題については、地域や学校の実態、生徒の特性等に応じて、例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域や学校の特色に応じた課題、生徒の興味・関心に基づく課題、職業や自己の進路に関する課題などを踏まえて設定すること。

- ・ 探究課題とは目標の実現に向けて、生徒が「どのような対象と関わり探究を行うか」を表したものである。
- ・ 探究課題は指導計画の作成段階において各学校が内容として定めるものであり、学習活動の中で生徒が自ら設定する課題ではないことに留意する必要がある。
- ・ 探究課題は地域や学校の実態、生徒の特性等に応じて設定され、その際、内容に兼ね備える要件として次の3つがある。
 - イ 探究の見方・考え方を働かせて学習することがふさわしいこと
 - ロ 横断的・総合的な学習としての性格をもつこと
 - ハ それらの解決を通して育成される資質・能力、自己の在り方生き方を考えながらよりよく課題を解決していくことに結びつく資質・能力の育成が見込めること

※ 探究課題の例（P 8 8～9 2 第 7 章第 3 節）

課題例	探究課題の例
横断的・総合的な課題（国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人の生活者とその人たちの多様な価値観（国際理解） ・ 情報化の進展とそれに伴う経済生活や消費行動の変化（情報） ・ 自然環境とそこに起きているグローバルな環境課題（環境） ・ 高齢者の暮らしを支援する福祉の仕組みや取組（福祉） ・ 心身の健康とストレス社会の問題（健康） ・ 社会生活の変化と資源やエネルギーの問題（資源エネルギー） ・ 食の問題とそれに関わる生産・流通過程と消費行動（食） ・ 科学技術の発展と社会生活や経済活動の変化（科学技術） など
地域や学校の特色に応じた課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域活性化に向けた特色ある取組（町づくり） ・ 地域の伝統や文化とその継承に取り組む人々や組織（伝統文化） ・ 商店街の再生に向けて努力する人々と地域社会（地域経済） ・ 安全な町づくりに向けた防災計画の策定（防災） など
生徒の興味・関心に基づく課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化や流行の創造や表現（文化の創造） ・ 変化する社会と教育や保育の質的転換（教育・保育） ・ 生命の尊厳と医療や介護の現実（生命・医療） など
職業や自己の進路に関する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職業の選択と社会貢献及び自己実現（職業） ・ 働くことの意味や価値と社会的責任（勤労） など

(5) 探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力

(6) 探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力については、次の事項に配慮すること。

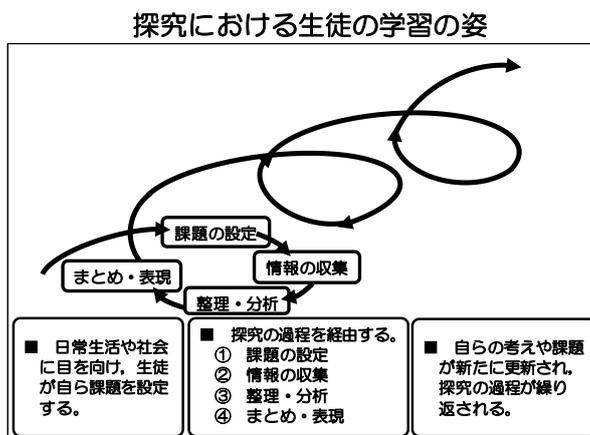
ア 知識及び技能については、他教科等及び総合的な探究の時間で習得する知識及び技能が相互に関連付けられ、社会の中で生きて働くものとして形成されるようにすること。

イ 思考力、判断力、表現力等については、課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現などの探究の過程において発揮され、未知の状況において活用できるものとして身に付けられるようにすること。

ウ 学びに向かう力、人間性等については、自分自身に関すること及び他者や社会との関わりに関することの両方の視点を踏まえること。

イ 知識及び技能（P 93～94 第7章第3節の3）

- 複数の事実に関する知識や手順に関する技能が相互に関連付けられ、統合されることによって概念として形成されることが重視され、日常の様々な場面で活用可能なものとなっていくことが求められる。
- 各教科・科目等の枠を超えて、知識や技能の統合がなされていくことにより、概念的な知識については教科や分野などを越えて、より一般化された概念的なものを学ぶことができる。



ロ 思考力、判断力、表現力等（P 94～95 第7章第3節の3）

- 複数の単元、学年や学校段階をまたいで探究の過程を行うことで、時間をかけながら徐々に育成していくものである。そのため、生徒や学校の実態の応じた設定をしていくことが重要である。
- 様々に異なる状況や複雑で答えが一つに定まらない問題に対して、「知識及び技能」を繰り返し活用・発揮することが大切である。
- 課題の発見と解決に向けて行われる横断的・総合的な学習や探究において、探究のプロセスを繰り返し、連続することで育成される。
- 探究の過程では「探究の見方・考え方」を働かせながら、それぞれのプロセスで期待される資質・能力が育成される。

ハ 学びに向かう力、人間性等（P 95～97 第7章第3節の3） ページ

- 「自分自身に関すること」（主体性、自己理解、社会参画などに関わる心情や態度）及び「他者や社会との関わりに関すること」（協働性、他者理解、社会貢献などに関わる心情や態度）の両方の視点を含むことが求められる。

(6) 情報活用能力（P 37～47 第5章第1節）

(4) 他教科等及び総合的な探究の時間で身に付けた資質・能力を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにすること。その際、言語能力、情報活用能力など全ての学習の基盤となる資質・能力を重視すること。（P 41 第5章1節）

- ・ 情報活用能力とは、世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉えて把握し、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力のことである。（P 43 第5章1節）

(5) 探究の過程においては、コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切かつ効果的に活用して、情報を収集・整理・発信するなどの学習活動が行われるよう工夫すること。その際、情報や情報手段を主体的に選択し活用できるよう配慮すること。(P 5 4 第5章2節)

- ・ 総合的な探究の時間では、生徒の探究の過程において、コンピュータなどの情報機器や情報通信ネットワークを適切かつ効果的に活用することによって、より深い学びにつなげるという視点が重要である。(P 5 4 第5章2節)

(7) 言語能力 (P 5 0 第5章第2節)

(4) 探究の過程においては、他者と協働して課題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること。その際、例えば、比較する、分類する、関連付けるなどの考えるための技法が自在に活用されるようにすること。(P 5 0 第5章第2節)

- ・ 言語能力とは、言語に関わる知識及び技能や態度等を基盤に、「創造的思考とそれを支える論理的思考」、「感性・情緒」、「他者とのコミュニケーション」の三つの側面の力を働かせて、情報を理解したり文章や発話により表現したりする資質・能力のことである。
- ・ 考えるための技法 (P 9 9 第7章第3節)
 - 順序付ける
複数の対象について、ある視点や条件に沿って対象を並び替える。
 - 比較する
複数の対象について、ある視点から共通点や相違点を明らかにする。
 - 分類する
複数の対象について、ある視点から共通点のあるもの同士をまとめる。
 - 関連付ける
複数の対象がどのような関係にあるかを見つける。
ある対象に関係するものを見つけて増やしていく。
 - 多面的に見る・多角的に見る
対象のもつ複数の性質に着目したり、対象を異なる複数の角度から捉えたりする。
 - 理由付ける (原因や根拠を見つける)
対象の理由や原因、根拠を見つけたり予想したりする。
 - 見通す (結果を予想する)
見通しを立てる。物事の結果を予想する。
 - 具体化する (個別化する、分解する)
対象に関する上位概念・規則に当てはまる具体例を挙げたり、対象を構成する下位概念や要素に分けたりする。
 - 抽象化する (一般化する、統合する)
対象に関する上位概念や法則を挙げたり、複数の対象を一つにまとめたりする。
 - 構造化する
考えを構造的 (網構造・層構造など) に整理する。

4 総合的な探究の時間の評価（P137～142 第10章）

(1) 学習評価の充実（P137 第10章第1節）

- 総合的な探究の時間における生徒の学習評価については、総合的な探究の時間の特質を踏まえた上で、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、学年や学校段階を越えて生徒の学習の成果が円滑に接続されるように工夫することが重要

1 第1章総則第3款2

- 生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにする
- 単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにする
- 創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進すること
- 学年や学校段階を越えて生徒の学習の成果が円滑に接続されるように工夫すること

2 第4章総合的な探究の時間の第3の1の(2)

- 学校における全教育活動との関連の下に、目標及び内容、学習活動、指導方法や指導体制、学習の評価の計画などを示すこと

(2) 生徒の学習状況の評価（P138～141 第10章第2節）

教師が生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価することにより、生徒自身が学習したことの意義や価値を実感し、自己の在り方生き方に自信をもち一層高めていけるようになることが肝要

1 「目標に準拠した評価」に向けた評価の観点の在り方

- 総合的な探究の時間の目標（第1の目標）を踏まえ、各学校の目標、内容に基づいて定めた観点による観点別学習状況の評価を基本とすることが考えられる

2 評価基準の設定と評価方法の工夫改善

- これまでと同様に、ペーパーテストなどの評価の方法によって数値的に評価することは、適当ではない。
- 総合的な探究の時間における生徒の具体的な学習状況の評価の方法については、以下の三つが重要
 - ① 信頼される評価の方法であること
 - ② 多面的な評価の方法であること
 - ③ 学習状況の過程を評価する方法であること
- 個人内評価を行うためには、生徒一人一人が学習を振り返る機会を適切に設けることが重要

3 評価結果の単位認定

- 単位の認定の要件は、各教科と基本的に同様で、生徒が学校が定める指導計画に従って学習活動を行い、その学習活動の成果が総合的な探究の時間の目標に照らして満足できると認められることが要件となる。
- 第1章総則第4款の1の(3)において、単位認定は各年次ごとに行うことを「原則とする」としており、特定の年度の授業時数は1単位（35単位時間）に満たないが、次年度に連続して同一の科目を設定する場合などにおいて、2以上の年次にわたる科目の授業時数を合算して単位の認定を行うことも可能である。
→複数の年次にわたる場合は、十分な見通しをもった適切な指導計画と評価が必要

総合的な探究の時間に関するQ & A

Q1：「総合的な学習の時間」と「総合的な探究の時間」の違いは何か。

＜P8 第2章 総合的な探究の時間の特質＞

総合的な学習の時間は、生徒や学校、地域の実態等に応じて、生徒が探究的な見方・考え方を働かせ、教科・科目等の枠を超えた横断的・総合的な学習や児童生徒の興味・関心等に基づく学習を行うなど創意工夫を生かした教育活動の充実を図ることとし、小学校第3学年から高等学校修了時までの教育課程に位置付けられてきた。今回の改訂では、高等学校については、総合的な探究の時間と名称が変更された。このことは、総合的な学習の時間と総合的な探究の時間には共通性と連続性があるとともに、一部異なる性質があることを意味している。

両者の違いは、生徒の発達の段階において求められる探究の姿と関わっており、課題と自分自身との関係で考えることができる。総合的な学習の時間は、課題を解決することで自己の生き方を考えていく学びであるのに対して、総合的な探究の時間は、自己の在り方生き方と一体的で不可分な課題を自ら発見し、解決していくような学びを展開していくことにある。

総合的な探究の時間では、生徒が取り組む探究がより洗練された質の高いものであることが求められる。質の高い探究とは、次の二つで考えることができる。

一つは、探究の過程が高度化するということである。高度化とは、①探究において目的と解決の方法に矛盾がない（整合性）、②探究において適切に資質・能力を活用している（効果性）、③焦点化し深く掘り下げて探究している（鋭角性）、④幅広い可能性を視野に入れながら探究している（広角性）などの姿で捉えることができる。

もう一つは、探究が自律的に行われるということである。具体的には、①自分にとって関わりが深い課題になる（自己課題）、②探究の過程を見通しつつ、自分の力で進められる（運用）、③得られた知見を生かして社会に参画しようとする（社会参画）などの姿で捉えることができる。

さらに、総合的な探究の時間では、社会への出口に近い高等学校が、初等中等教育の縦のつながりにおいて総仕上げを行う学校段階として、自己の在り方生き方に照らし、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、自ら課題を発見し解決していくための資質・能力を育成することが求められている。

Q2：総合的な探究の時間の単位習得の認定はどのように行うのか。

＜P67 第5章第3節（4） 総合的な探究の時間の単位数＞

総合的な探究の時間の単位認定の要件は、各教科と基本的に同様である。まず、生徒が、学校が定める指導計画に従って学習活動を行うこと、そして、次に、その学習活動の成果が総合的な探究の時間の目標に照らして満足できると認められることが要件となる。

また、生徒には自らの成長を評価結果等から実感させることが大切であり、生徒一人一人のよい点や可能性に着目する個人内評価についても充実を図る必要があると同時に、保護者にも学習状況等を説明する必要がある。そこで、例えば、学期ごとに通知表等で、学習活動に対する評価結果を文章で通知することなどが考えられる。

単位の計算方法は、各教科と同様であり、3～6単位が標準となる。標準時数と同様に、同じ学科においては、原則として同じ単位数の修得が認定されることとなる。また、学校がある単位数を定めた場合には、基本的には、その単位数が認定されるか、全く認定されないかのいずれかになるものであり、生徒の学習の成果によって、単位数が多く認定されたり、少なく認定されたりするということはない。

ただし、各教科と同様、総合的な探究の時間における学習活動についても、単位の修得の認定を学期の区

分ごとに行うことができる。また、2以上の年次にわたって学習活動を行ったときは、年次ごとに単位の修得を認定するものとしている。これらの場合には、一部の単位数の修得にとどまるということはある。

なお、総合的な探究の時間については、学校教育法施行規則第98条に規定する学校外活動の単位認定を行うことはできないので、必ず学校での授業時数に組み込むことが必要であり、単にレポートの提出や長期休業中の課題等として済ませることはできない。

Q3：週一時間年間を通じて実施しなければならいか。

＜P150 第11章第3節 年間授業時数の確保と弾力的な運用＞

総合的な探究の時間の授業時数の配当については、卒業までを見通して3～6単位（105～210単位時数）を確保するとともに、学校や生徒の実態に応じて、適切に配当することとしている。卒業までの各年次の全てにおいて実施する方法のほか、特定の年次において実施する方法も可能である。

総合的な探究の時間では、体験活動が重視され学習活動が多様に展開され、また、地域の特色などを生かした学習活動が行われる。生徒の学習活動は校外に出てダイナミックに行われたり、季節の変化や学校行事に応じて集中的に行われたりする。したがって、1単位時間を50分で実施する場合もあれば、75分や100分に設定する場合もある。また、毎週定期的に繰り返される時期もあれば、ある時期に集中的に実施することなどもある。

学習指導要領第1章総則第2款の3（3）キにおいては、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準としていることに留意する必要がある。

Q4：履修単位を2単位に減じられるか。

＜P68 第5章第3節（4） 総合的な探究の時間の単位数＞

各学校で総合的な探究の時間の単位数を定める場合には、原則として3単位を下回らないことが求められる。他方、第1章総則第2款の3（2）のア(i)には、「ただし、特に必要がある場合には、その単位数を2単位とすることができる」とある。これは、各教科・科目において、横断的・総合的な学習や探究が十分に行われることにより、総合的な探究の時間の単位数を2単位としても総合的な探究の時間の目標の実現が十分に可能であると考えられ、かつ、教育課程編成上、総合的な探究の時間の単位数を3単位履修させることが困難であるなど、特に必要とされる場合に限り2単位とすることができるという趣旨である。例えば、学校設定教科・科目において、横断的・総合的な学習や探究が十分に行われる場合、又は他の教科・科目において、横断的・総合的な学習や探究が十分に行われる場合など、2単位とすることができるのは限定的であることに十分注意しなければならない。

Q5：総合的な探究の時間に準拠して他の科目の代替は可能か。

＜P68 第5章第3節（5） 総合的な探究の時間と課題研究との代替＞

第1章総則第2款の3（2）のイ(ウ)に、「職業教育を主とする専門学科においては、総合的な探究の時間の履修により、農業、工業、商業、水産、家庭若しくは情報の各教科の「課題研究」、看護の「看護臨地実習」又は福祉の「介護総合演習」（以下「課題研究等」という。）の履修と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な探究の時間の履修をもって課題研究等の履修の一部又は全部に替えることができること。また、課題研究等の履修により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、課題研究等の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができること」と示している。

ただし、相互の代替が可能とされるのは、「同様の成果が期待される場合」とされており、「課題研究等」の履修によって総合的な探究の時間の履修に代替する場合には、「課題研究等」を履修した成果が総合的な探

究の時間の目標から見ても満足できる成果を期待できるような場合である。同様に、総合的な探究の時間の履修によって「課題研究等」の履修に代替する場合には、総合的な探究の時間における学習活動の成果が「課題研究等」の目標、内容等から見ても満足できる成果を期待できるような場合である。具体的には、検定試験や資格取得を主目的とした学習活動などを行う中で、生徒が主体的に課題設定や学習計画の立案、成果のまとめや発表を行うことなく、単なるスキルの習得等を目指した学習活動については、総合的な探究の時間としてふさわしくない。

理数科では、「数学的な見方・考え方や理科の見方・考え方を組み合わせるなどして働かせ、探究の過程を通して、課題を解決するために必要な資質・能力」を育成することを目指すものであり、総合的な探究の時間は「探究の見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力」を育成することを目指すものである。いずれも、複数の教科等の見方・考え方を組み合わせるなどして働かせ、探究の過程を通して資質・能力を育成するものであることから方向性は同じであると言える。そのため、理数科に属する科目である「理数探究基礎」又は「理数探究」を履修することにより、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。

なお、代替が可能とされるのは、「同様の成果が期待できる場合」とされており、総合的な探究の時間の履修に代替するためには、「理数探究基礎」又は「理数探究」の成果が、総合的な探究の時間の目標等からみても満足できる成果が期待できることが必要であり、「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修をもって、自動的に代替が認められるものではない。